

秋田市教育委員会
平成24年11月定例会
(資料)

【資料目次】

協議事項

- (3) 平成24年度「新成人のつどい」について ... 1

平成 2 4 年度「新成人のつどい」について

1 日 時

平成 2 5 年 1 月 1 3 日(日) 午後 1 時から午後 3 時まで

2 会 場

秋田市立体育館

3 参加対象者

平成 4 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに出生した秋田市に在住する者
又は秋田市出身で秋田市外に在住する者

4 実施内容

式典およびアトラクションの企画は、新成人で構成される運営協力委員会（8 名）からの提案をもとに、次のとおりとする。

(1) 式典（13:00～13:20）

ア 開会

イ 国歌斉唱

ウ 市長のあいさつ

エ 新成人の抱負（運営協力委員会代表者 2 名）

オ 万歳三唱（秋田市議会議長の音頭）

(2) アトラクション（13:30～15:00）

ア 思い出 V T R

イ ビデオメッセージ

ウ トークと新成人インタビューなど

エ ふれあいタイム（中学校の恩師・友だち）

5 新成人のつどい参加者への留意事項

新成人のつどいの円滑な運営を図るため、参加者への留意事項を次のとおり定める。

- (1) 会場内外において、参加者および関係者に迷惑行為を及ぼすおそれのある者ならびに主催者側の指導および注意等に従わない者については、入場を禁止する。
- (2) 酒類や周囲の迷惑となる物の持込みや飲酒者の入場は禁止する。
- (3) 式典中の私語、携帯電話の使用は禁止する。
- (4) 式典の運営の妨げになる行為、参加者等への迷惑行為を行った者に対しては、即時退場させるとともに、法に基づき厳正に対処するものとする。

6 警備

秋田中央警察署と連携し、新成人参加者約3,000人の安全確保および「新成人のつどい」事業の円滑な遂行を確保するための警備体制を整える。

「新成人への案内状」や「広報あきた」等において、式典運営の妨げになる行為等を行った者に対し、法に基づき厳正に対処する旨を周知する。

7 交通渋滞への対応

当日の市立体育館周辺における交通渋滞を緩和するための対応を次のとおり定める。

- (1) 開場時間は、午前11時30分とする。（前回までは正午開場）
- (2) 秋田市役所からシャトルバスを運行する。